

# ファルー法期フランスにおける初等学校と宗教教育

*Loi Falloux* and Religious Education in French Primary Schools

大津 尚志

OTSU Takashi

武庫川女子大学 学校教育センター年報

第2号 2017年

ファルー法期フランスにおける初等学校と宗教教育

*Loi Falloux and Religious Education in French Primary Schools*

大津尚志\*

OTSU, Takashi\*

要旨

本研究の目的はファルー法の成立（1850年）期から、フェリー法（1882年）にとってかわられるまでにフランスの初等教育においてもっとも重要視された「道徳・宗教教育」について、法制度や学校にかかわる制度、および宗教教育内容の観点から実態を明らかにすることである。当時のフランスの宗教教育の内容についてはとくに日本の先行研究では言及されることのない領域である。一次資料、二次文献を使用してその実態を明らかにすることを試み、それらを踏まえて法制関係の事柄に関しても新たな知見を得ようとしたものである。

キーワード：フランス 初等教育 宗教教育

はじめに

第2共和制下に、市民教育の構想がだされるもののカルノー法案は成立することなくおわる<sup>1</sup>。1848年12月10日にルイ＝ナポレオン・ボナパルト（Louis-Napoléon Bonaparte, 1808-1873）が共和国大統領（在職1848-1852）に第2位以下に大差をつけて当選した。彼は、教会に優位な政策をとりはじめることとなる。本稿は1850年にファルー法が成立し、1882年にフェリー法にとってかわられるまで、主として第二帝政期の教育法制と宗教教育の関係や実態について明らかにすることを研究目的とする。なおこの時代の教育の歴史に言及する先行研究は存在するものの、邦語文献のいずれも当時の教育で最も重要視された「宗教教育」の内容に言及するものではなく、ザンドによる伝語文献は法や政治とのかかわりを重視していないという限界がある<sup>2</sup>。また、本稿は先行研究が使用していない一次資料や二次文献を使用している。

1. ファルー法の制定過程

1848年12月20日にルイ＝ナポレオンが任命したバロ内閣のもと公教育・宗務大臣となるのが、聖イグナチオ・ド・ファルーともよばれた、王党派のファルー<sup>3</sup>（Alfred Falloux, 1811-1886, 在職1848-49）である。カルノー法案は1849年1月4日に正式に廃案となる。

1849年5月の選挙で、右派は「社会秩序の維持と教育の自由」を主張し、左派である民主主義・社会主義者は「共通、無償、義務、理性に統合された教育」を主張する<sup>4</sup>が、選挙は右派の勝利におわる。二月革命の直後であり労働者の運動への対策としても「社会秩序」の維持がいわれた。そのために、カトリックによる教育が必要とされた。二月革命にもかかわった「アカ」といわれた教師の処分が必要と考えられた。1850年1月のパリュエ法によって県知事による処分が実際に行われていった。宗教教育に非協力的な教師は排除された。

1850年3月15日にファルー法<sup>5</sup>が制定されることとなる。法案を提案するファルーは1849年6月18日に、初等教育に関しては、ギゾー法は十分な成果をあげることができていないと批判し、「宗教

\* 教育学科講師

は個人にとって課せられるものではなく、万人にとって教えられるべきものと考えたい<sup>6</sup>と主張した。一方で、初等教育の無償・義務には財政上および必要性の問題から反対した。6月7日に大統領ルイ＝ナポレオンから国民議会に教書が送られるが、そのなかで初等教育に関しては、法案の改善に熱意をもってとりくむように、という程度で具体的な指示はしていない<sup>7</sup>。

ファルー法制定に際しては、1850年1月14日から1週間にわたって、反対・賛成の演説がなされたが、そのなかではユーゴー（Victor Hugo, 1802-1885）が1850年1月15日に法案全般に反対の主張をしたことはよく知られている。

1月15日には賛成派の演者は「完全な信教、道徳的な行動、教育という恩恵は、それぞれ適切な学校でのみ行われる」<sup>8</sup>と述べた。各宗派別（多数派はカトリックとなる）の学校の必要性を訴えたことを意味する。その後、反対派の演者として登場したユーゴーは教育の無償、義務を主張したが、宗教教育の必要性は否定しなかった。ところが彼は「教育の自由」を「ライクな国家の監視下」のもとでおこなわれるべきとし、この法案が結果として共和主義者教師を聖職者によって監視のもとにおくことには反対であった<sup>9</sup>。彼は、宗教が国家と結びつき出版を統制し、教育を支配することに反対した<sup>10</sup>。

次いで2月4日以降は条文ごとに議論が行われた。後述する第23条に関して、キネ（Édgar Quinet, 1803-1875）は「フランスの統一と良心の自由のためには、特定の教義にもとづく教育でなく脱宗教的教育以外にはありえない」と発言し、「教育は神学にもとづかないカテキズムを暗唱することを学ぶにとどめられる」という修正案まで出したが、否決された<sup>11</sup>。後に、彼は『民衆教育論』<sup>12</sup>を執筆する。脱宗教的な教育、聖職者の領域と市民（civil）の領域の分離を主張した<sup>13</sup>。

3月11日から第3回目の審議となる。若干の修正動議がだされる。3月15日に「ファルー法」は賛成399、反対237にて可決された。

## 2. ファルー法の内容

ファルー法はフランスの公教育制度を再組織化する法律である。各県がアカデミーとなり、各県に大学区長や視学官がおかれるなど、国としての教育制度の基準をさまざまな点で定めている。しかし、ファルー法の最大の特色はその宗教関係者（カトリック教会勢力）に事実上特権をあたえる内容である。

第23条で初等教育は「道徳・宗教教育...を含む」とあり、この点はギゾー法の規程が引き継がれているだけである。宗教教育はカトリックによるものが多いことは言うまでもないが、宗教ごとに別の学校を原則とする規定（同法35条）があり、プロテスタントやユダヤ教の学校設立の自由は認められてはいた<sup>14</sup>。

ファルー法1条で公教育高等審議会（Conseil supérieur de l'Instruction publique）の規程がおかれ、同審議会の委員は宗教関係者、とくにカトリック関係者が多くを占めることが規定されていた。司法官、行政官も含み、教育関係の委員は少なかった。同審議会は法案や規則、政令案を提出する権限まで有するなど（第5条）、多くの権限を有していた。事実上「聖職者の支配」が行われることとなる。ユーゴーが懸念したとおり、「ライクな国家」ではなくなっていた。高等審議会の委員として、また教会側の意見を代弁する者として影響力をもったのが、デュパンルー（Felix Antoine Phillibert Dupanloup, 1802-1878, 在職1850-1853）である。

ファルー法にユニヴェルシテの文字はなく、ここにナポレオン1世時代からの教授団としてのユニヴェルシテは解体され国家に吸収されることとなった。当初審議会のメンバーは団体ごとに選挙され

ていた。アカデミー評議会 (conseil académique) も宗教関係者が多くを占めていた (第 10 条)。

ファルー法 17 条で、学校は公立学校と私人または団体によって設置される私立学校 (本法では自由学校 (écoles libres) と呼ばれる。) に分けられると規定された。ここでいう「自由」とは公立学校にくらべて、自律的な恩恵を有することを意味する<sup>15</sup>。私立学校は査察をうけるのは、「道徳性、衛生、健康」について、および「道徳・憲法・法律に反していないか」、という点のみであった (第 21 条)。

第 25 条で正教員には 21 歳以上であることと、「能力証明書 (brevet de capacité)」<sup>16</sup>が求められた。師範学校の卒業生のみならず国がみとめた宗教団体によって能力証明書が付与されることとなった。女子教員の場合は修道会が発行する「許可証 (lettre d'obédience)」が「能力証明書」の代わりとなった (第 49 条)。さらに、第 35 条で県総合審議会には師範学校を廃止する権限まで付与された。師範学校が実際にすべて廃止されたわけではないが (カトリック勢力としては教員養成の独占も図りたいところであった)、師範学校の内部規則の「改革」がおこなわれた。

1850 年 7 月 17 日には再び大臣となったパリュウより大学区長への通達で、師範学校の入学生には所属していた学校長からの「品行証明書 (certificat de moralité)」が求められることとなった<sup>17</sup>。1851 年 3 月 24 日に「初等師範学校規則」がつくられる<sup>18</sup>が、師範学校生は朝と夕には祈りをおこない、信仰に関する説話をきくことになった (第 20 条)。学期のおわりには「宗教上の義務、素行、人格、態度、進歩」から評定をうけることとなった (第 12 条)。初等教員の仕事に含まれるはずの読み書き、計算能力に関係することは評定項目にはいっていない。初等師範学校教育が「含む」とされる教育内容は「道徳・宗教教育」が筆頭なのはもちろんのこと、「宗教歌」も含まれていた (第 1 条)<sup>19</sup>。師範学校生は 3 年間宗教に強く結びついた生活を送ることとなった<sup>20</sup>。当時の教員になる前に 3 年間の「試補期間」があったが (47 条)。試補期間は「小学校という社会内部」だけでなく修道会内にいたとしてもカウントされた<sup>21</sup>。第 27 条で教師に私立学校設立の自由を広くみとめたゆえに、修道会系学校が増えることにもつながった。また、教員の任用にも修道院長がかかわることもできた (第 31 条)。

助教員は 18 歳以上であることのほか、特に資格は不要であった。助教員も宗教団体の修道院長に任用権があった (第 34 条)。

### 3. ファルー法成立以降の動向

師範学校の学習プログラムは 1851 年 7 月 31 日アレテで公表される<sup>22</sup>が、「宗教・聖史」が 3 年間ともに週 3 時間、宗教歌の時間が第 1, 2 学年は 3 時間である。フランス語関係の授業が一番多く、次に算数関係授業が多かったが、約 2 割が上記の宗教関係の時間で占められていた。従前からある師範学校だけでなく、教会側も修道士修練所 (novicat) から教員を供給するようになる。修道士修練所は主に宗教についての勉強をするところであるが、「教え方」も教えていた。

当時の小学校は公立学校、私立学校ともに世俗系と修道会系 (教師が修道会員ではない場合とそうである場合) が存在した。当時の統計<sup>23</sup>をみると、ファルー法の成立以降修道会系の学校が増加していることは明らかである。

なお、特に私立学校においては修道会系と世俗系の区別は曖昧であった。教師が修道会に属してさえいれば修道会系とみなされ、教師が信仰の深い人であっても、「神への誓い」を行っていないければ世俗系の学校とみなされた<sup>24</sup>。また、この時代は公立学校も有償が基本であり、私立学校のほうが無償で通学している子どもが多いくらいであった<sup>25</sup>。

修道会系学校の増加傾向は 1860 年代にはいり「自由帝政」の時代になるとそれほどでもなくなる。データからして女子教育が初等教育から私立学校に任されていた比率は男子に比べてかなり高いこと

は明らかである。女子師範学校は 1850 年に 10, 1863 年に 11, 1876-77 年にも 17 しか設置されていなかったという背景もある<sup>26</sup>。助教員の比率が修道会系私立（特に女子）では高かった。当時、一つの学校に教員が一人のみということは珍しいことではなかった。特に就学率の低い女子の場合にそういうケースが多かった。統計は郡（県）からの報告を集計してつくられる<sup>27</sup>が、生徒の総数、学校の総数、教員の総数の増加傾向はほぼ平行である<sup>28</sup>。

当時のフランスにおいて修道会員が「村」「社会」において教会において告解などのほかにも学校教師など多種の役割を果たしていたことがある。1861 年の時点では修道会員 1 人あたりの人口は 286 人と、フランスでは修道会員の人口比率は当時の同じカトリック系のヨーロッパの国（スペイン・イタリア）よりずっと高かった<sup>29</sup>。

学校で使用できる本（手引書、および図書館におく本）に関しては、公教育高等審議会は公立学校において「使用できる本」、私立学校については「道徳・憲法・法律に反しているゆえに禁止できる本」について「意見」を述べるができるとする（5 条）。実際、意見をうけて省令によって公立・私立ともに手引書が使用禁止とされる場合が存在した<sup>30</sup>。

なお、1850-51 年に使用許可された手引書は、当時の官報で告示されている。中等教育およびリセ初等級むけのものが先に告示された<sup>31</sup>。師範学校むけ、高等小学校むけ、小学校むけのものがさらに分野別に示されている<sup>32</sup>。小学校むけの「道徳・宗教教育」関係では、出版年でいうと復古王政期（1817 年）からあるフレイリーのカテキスム書にはじまる。教区でだされたカテキスム書、児童むけの聖書の要約版、キリスト教の教義、聖史を描くもの、寓話集など合計 100 近い種類の本がリストに載せられていた。読み物<sup>33</sup>、唱歌<sup>34</sup>に指定されていた本もカトリックと結びついていた。たとえば、この時代に長くつかわれていた「読み方」の本では「神が天地とすべてのものを創造した。」「子どもが植物をみて綺麗だと思うのは、子どもは神の手によって創造されたからである」「世界は神の産物であって...偉大である」<sup>35</sup>といった記述である。また、本来私立学校用につくられたものであるラ・サール修道会の「キリスト教徒の義務」<sup>36</sup>も含まれていた。ラ・サール修道会は第一帝政期に大きな役割を果たしたこともあってか、手引書の使用に関してまで公立学校での使用が認められるという別格の扱いであった。なお、プロテスタントの学校、ユダヤ教の学校には宗教関係では別の本がリストアップされていた<sup>37</sup>。なお、託児所（salles d'asile）むけの本も同じく指定されていた<sup>38</sup>。その後、新たに使用許可された本が毎年追加されることとなる。大臣がルラン（Gustave Rouland, 1806-1878, 在職 1856-1863）であった時期以降は官報に告示されていた<sup>39</sup>。

1851 年 8 月 17 日には「公立学校のための規則モデル」<sup>40</sup>が大学区長に送付される。第 1 条では「教師の主たる義務は子どもに宗教教育をすることである、子どもの魂に神、両親、他者、自分に対する義務の感覚を刻み込むことである」とあり、ここでも宗教教育が第一であることが示されている。

その後の条文で、「宗教」に関して以下の規定がおかれる。

第 20 条 キリストの十字架像はクラスの児童から見える場所に置かなければならない。

第 21 条 授業の前後にはつねに祈りをする。朝の授業は朝の祈り、司教区のカテキスムからはじめ、午後の授業は同じカテキスムによっておわる。午前の授業のおわりには祈りを暗唱する。「神の聖母、我々はあなたの加護のもとに身をおきます。」午後の授業のはじめには、祈りをささげる。「精霊よ、来たれ。」

第 22 条 教師は子どもを日曜日、祝日に礼拝所、主任司祭（curé）が指定した場所へつれていく。教師は監督してつれていく義務がある。

第 23 条 子どもが教会にカテキスムと主に最初の聖体拝領のためにいくときは常に、教師は同行しなければならない、あるいは同行する。

第 24 条 教師は生徒が祈りや宗教活動のあいだ行儀よくするように見張りをする。教師は手本として黙想する。

第 25 条 宗教教育のためには教会の権限で許可された本のみが使用される。

第 26 条 宗教教育はカテキスムの文書、聖史 (histoire sainte) を含む。それは日常と日曜日のミサで朗読される福音書の一節をむすびつける。その一節は土曜日に暗唱される。毎日のカテキスムの授業は最初の聖体拝領のためでもある。

宗教教育の授業は小教区の司祭の指示に従う。

上記の内容のことが学校で行われることはギゾー法の時代にもなかったわけではない。しかし、規則として明文化されてより一層の宗教教育の徹底がはかられた。また、このモデルをもとに各地方で学校規則がつくられていった<sup>41</sup>。

さらに、続きの 28 条では「書き方の手本は宗教の教義や教訓、聖史・フランス史の美しい行程のようなものに限られる」とあることから、学校は宗教を中心に動いていたとって過言ではない。この時期のソム県のある公立小学校の時間割をみると、午前、午後の授業開始前後は「祈り」の時間であり、毎日朝の一時間目 (8 時 40 分から 9 時 30 分まで) は宗教の時間 (カテキスムなど) にあてられていた<sup>42</sup>。宗教の時間が週に 6 回配当されていたわけである。

また、学校と教会が連携して子どもを育成していたといえる。祈り、カテキスムの文言を記憶させることが子どもの行動につながると考えられていた。そして、上記のことからして子どもの教育が教師と司祭の両方によって担われていたことがわかる。特に「村」では教師と司祭が同じカテゴリーに位置づけられていた<sup>43</sup>。また、教師自身も師範学校でカトリックの教育をうけているわけであった。教師と司祭は時には人間関係上の対立関係になったことはあった。

当時の学校の日常についてザンドの研究に主によりながら、さらにみることにする。カテキスムの内容で道徳的な面については、多くの場合モーセの十戒、教会の 6 つの決まり (日曜日には教会に行く、年に一度は告解をせよ、など)、神の三徳 (信仰、希望、愛徳)、「七つの大罪 (Péché capitaux)」すなわち「高慢」「けち」「色欲」「妬み」「食べ過ぎ」「怒り」「怠惰」が多くの場合に登場した<sup>44</sup>。四枢要徳 (賢明、正義、剛毅、節制) も教えられた。カテキスムの時間は司祭と教師が協同して行っていた<sup>45</sup>こともあった。

「聖史」とは、旧約・新約聖書の要約である。「聖史」に関しては解釈も批判もなく話され、「聖史」のなかの「超自然」は「驚異」として語られた<sup>46</sup>。子どもにとっては暗唱の対象となった<sup>47</sup>。

聖歌集 (plain-chant) も出版された。ファルー法 (23 条) では「唱歌」を含むことができるという規定があったが、讃美歌がうたわれていた<sup>48</sup>。それは師範学校でも讃美歌が教えられていたことからの帰結ともいえる。「読み方」も宗教にかかわる教材がつくられ「フランス人の道徳」を形成する役割を果たしたといえる<sup>49</sup>。教師は私生活にわたっても「職業人」としての行動を要求され、政治的サークルやカフェでのサークルも禁止された<sup>50</sup>。

日曜日に児童をミサにつれていくことは教師の仕事であった。そして教師は司祭の補助をした<sup>51</sup>。児童と家庭とのあいだで日々「連絡帳」が交換され、児童の様子がかきこまれて家庭にわたされることもあった。筆頭にある項目は「宗教的鍛錬 (exercices religieux)」であった<sup>52</sup>。

#### 4. 第二帝政下の初等教育政策をめぐる動向

1852年12月にはルイ・ナポレオンは人民投票をへて皇帝ナポレオン3世となる(在位1852-1870)。第二帝政がはじまることとなる。共和派にとって表現や集会など政治活動の公的自由はなくなっていくこととなる<sup>53</sup>。

ナポレオン3世も、後に私的な動機からイタリア戦争に介入するなどの行動を行うが、その外形からしてカトリックを「統治のために利用しただけ」と考えられる。第1帝政期と異なり教育内容において「皇帝崇拜」を初等教育にむすびつけようとしたという形跡は管見のかぎり存在しない。1852年憲法は公務員に憲法と共和国大統領(のちに皇帝)に対する服従を誓う義務を課していた(第14条)など、人事体制面での介入はおこなわれていた。高等教育教員のなかには、ミシュレ(Jules Michelet, 1798-1874)、キネら宣誓を拒否し罷免されるものもいた。しかし、初等教育教員に対しては特に問題は生じていない。修道会系の学校が初等教育に携わることを放置しておくことは、社会秩序の維持のためにもナポレオン3世にとって好都合であったのであろう。

1852年憲法は「1789年に宣言された偉大な諸原理を承認」(第1条)とあるものの、憲法や人権についての教育は初等教育ではまったくといってよいほど行われず、一方で第2共和政期からの「普通選挙」<sup>54</sup>はつづいていた。

彼は1844年アム監獄において『恒常的貧困状態の撲滅(extinction du paupérisme)』<sup>55</sup>を執筆している。サン＝シモンの影響をうけて「労働者階級」の貧困問題について述べている。「富は農業と産業の発展に由来する」<sup>56</sup>からはじまるが、「第一には農業」<sup>57</sup>とほとんど農業に関しての言及をしている。各県で農業集団をつくり、そこでパン、教育、宗教、仕事を提供する<sup>58</sup>という。労働能力の向上のためには「人、ゆとり、教育、秩序の条件を高めること」<sup>59</sup>が必要という。

「馬上のサン＝シモン」と呼ばれた彼はいわゆる「産業革命」がすすむこの時代<sup>60</sup>において中等・高等教育を通じての、産業の発展(鉄道が普及していった)<sup>61</sup>や都市計画には関心をもっていた。実際に彼の演説集をみると鉄道や産業や軍事のことはよくでてくる<sup>62</sup>。1850年と1865年を比較するとリセは56から77に増加し、中等教育の生徒数は52755人から65668人へと増加している<sup>63</sup>。しかし、初等教育に彼の関心は薄かった。皇帝にほぼすべての権能をあたえる1852年憲法にもとづけば、理論的には皇帝の意思で初等教育改革はできたはずである。特に「権威帝政」期は皇帝が独裁的に行政を動かすことが可能であった。ファルーの後はフォルツル(Hyppolyte Fortoul, 1811-1856, 在職1851-56)、彼の死後はランが公教育・宗務大臣となる。彼らの時代は例えば、1852年3月9日の法令(décret-loi)で審議会のメンバーは大統領による任命制とする(第1条)など、学校を教会より国家(皇帝)の支配下に置く方向に動いた。しかし、彼らの時代に修道会系が増えるペースは落ちなかった<sup>64</sup>。

この時代に就学率は上がってはいるものの、小学校に一切通学していない子どもは放置されていた。「民衆教育」は軽視されたままであった。ナポレオン3世を『恒常的貧困状態の撲滅』などの政治思想の実現をはかった皇帝とみる見解もみられる<sup>65</sup>が、少なくとも初等教育政策をみるかぎりそのような見解は妥当とは思われぬ。中等・高等教育の進展や産業化や都市開発の恩恵を「労働者階級」も受けることができることはあったと考えられる。しかし、この時期に初等教育を拡大させなかったこと、識字率を上げることができなかつたことは後に普仏戦争の敗北の一因といわれることとなる。

国家と教会の「良好な関係」に決定的な亀裂がはいるのは、1859年からの動向である。ナポレオン3世は1858年にカヴールと密約をむすび、同盟関係となる。フランスは見返りにニースとサヴォアを領土として結果として回復する。1859年のイタリア戦争を機に、教会と国家の関係は変容すること

となる。ナポレオン 3 世はイタリアの統一を支持する。それはローマ教皇領の侵害につながることを意味する。ゆえに、教会とくに教皇至上主義者はナポレオン 3 世と対立した。フランス軍は 1866 年までローマに進駐した。デュパンルーや司教は抗議をし、カトリック系の新聞は政府に批判的であった。むしろ左派が皇帝の行動を支持する<sup>66</sup>。

## 5. デュルイの改革

第二帝政は、通常「権威帝政」から「自由帝政」という枠組みでとらえられる<sup>67</sup>が、教育に関しては、公教育大臣にデュルイ (Vicotor Duruy, 1811-1894, 在職 1863-1869) が就任すると、その方向で改革がすすめられることとなる。デュルイは公教育大臣になるとすぐに、ナポレオン 3 世に「普通選挙の時代に、すべての人は民衆教育があたえるような基礎知識を持たなければなりません」と上奏する<sup>68</sup>。

デュルイは、1864 年 12 月 21 日に初等教育に無償制・義務制 (7 歳から 13 歳) を導入する法案をナポレオン 3 世に提出する。それは二月革命期の共和派カルノーの構想を復活させようとするものであり、教会側からの反発にあうのは当然である。彼は皇帝に教育の無償・義務を訴え続ける。

1865 年 3 月 6 日には官報にデュルイによる「初等教育に関する皇帝への報告」が掲載される。就学率の低さ、識字率の低さ (徴兵適齢者の 30%は読み方ができないなど)、教育と道徳性 (moralité) の関係を指摘して義務教育の必要性を訴えかけた。人口の少ない地域や社会の安全への配慮 (学校教育の普及、学校が道徳を教えることから社会における犯罪が減ると考えられていた) などからとしての教育の無償制を主張する<sup>69</sup>。初等教育は社会における「公役務」であるという<sup>70</sup>。左派は賛同し、教権派は「教会を排除するもの」と批判した<sup>71</sup>。

法案は 5 月初めにコンセイユ・デタで審議され、5 月 24 日に議会送致がきまるものの当初は審議されなかった。1866 年 4 月 6 日から法案は再審議されるが 6 月には否決される。1867 年 2 月 15 日にあらたな初等教育法案を提出し、審議されることになる。初等教育の完全無償の項目は削除される<sup>72</sup>。完全無償への反対の最大の理由は財政上の問題であった。1867 年 4 月 10 日に法律 (初等教育法, デュルイ法) <sup>73</sup> となって可決される。

デュルイは義務・無償の実現に優先順位をおき、学校と宗教の関係の問題には手をつけなかった。ところが、デュルイ法第 16 条では初等学校の「歴史・地理の基礎」がファルー法では選択科目扱いであったのが必修科目となった。従来、「聖史」のみが教えられていたのが、「歴史・地理」を教えることになる。フランス市民となるために、フランスへの愛国心教育へとつながる、歴史・地理が必修となったわけである。教育の脱宗教性へと近づける一歩と評価できる。なお、政治家であると同時に歴史家でもあったデュルイは「ガリア人から第二帝政にいたるまで」を叙述するフランス史手引書<sup>74</sup>を自ら執筆している。

共和主義者であったデュルイは中等教育に哲学の必修を復活させるなどの改革を行ったが、初等教育に関しては修道会系学校に通学する児童が男子だけでも 28%, 男女あわせても 44%を占める<sup>75</sup>この時代において、修道会の協力なしには無償・義務教育を実施することは不可能と考えたのであろう。宗教教育の内容などに関しては、ほぼ一貫していた時代といつてよい。この時代から「国家の学校」と「教会学校」に若者が分かれるという見解がみられるが、初等教育をみるかぎり公立私立学校ともに道徳・宗教教育が行われていたこの時代に学校体系に大きな差があったと見るべき<sup>76</sup>ではなく、「2 つのフランス」の問題が発生するのは第三共和政以降のことと考える。

1869 年にデュルイは教権派からの圧力で解任される。翌年普仏戦争に突入し、その敗北とともにナ



ポレオン3世は退位し、第二帝政期は終わりをむかえる。

## 6. マセと教育同盟

第三共和政期に「義務、無償、脱宗教」の三原則が成立するが、その萌芽とみられる動向はこの時代からすでに存在する。ここではその動きを示すものとして影響力が高かった、マセ（Jean Macé, 1815-1894）<sup>77</sup>と彼が設立した教育同盟についてみておくこととする。

マセは二月革命期には社会主義者として活動した。なお、「普通選挙」に関しては有権者への教育がすすんでいないゆえに時期早々という考えであった。彼自身、1848年に『共和主義の小カテキスム』<sup>78</sup>という手引書をだしている。そこでは「共和国とは何であるか」「それは王のいない国です」<sup>79</sup>からはじまり、民主主義や国民（nation）主権を語っている。「選挙について」の項目もあり、選挙について一般的な説明のあと「もし選挙権者が意見を持っていなかったら」という問いには「最初に必要なのは教育です」<sup>80</sup>という答えを書いている。「選挙権を持つべき人は」という問いは発せられていない。いずれにせよ、彼は共和主義者であったゆえ、1851年のクーデターの後に亡命し、1864年にまずベルギーで、ついで彼は1866年にフランスに教育同盟（Ligue de l'enseignement）を設立する。彼には普通選挙のためには義務教育は不可欠という考えがあった。1年で会員数は72県で5000名にもなる<sup>81</sup>。マセは1866年10月25日からは『国民の意見（L'Opinion Nationale）』を発行しはじめる。

1867年11月15日に採択された綱領では第1条で、「教育同盟はフランス全土において公教育の発展のために、個人の自発的なイニシアチブを強めることを目的とする。」にはじまり、第3条では「教育同盟は政治・宗教色の問題は差し控える」とあった。当初は公教育（学校のみならず図書館による教育を含む）を通して民衆に教育が及ぶことを綱領とする結社であり、政治的宗教的中立性は保つという立場であった。

すでにふれた1865年3月6日の官報（Moniteur）に掲載されたデュルイの義務・無償論対してもマセは「投票権がある以上必然の結果として義務教育があり、すべての市民は読むことができなければならない。それは武器をもつこと、税金を払うことと同様である」<sup>82</sup>と述べている。同盟は実証主義哲学の立場とむすびつくようになり、ピウス9世の「誤謬表」に反対の立場を表明する<sup>83</sup>。

教育同盟は次々と地方組織（Cercle）がつくられるようになり、1870年には18756名の会員数に達する。第二帝政の終焉後には最大の圧力団体となった。1871年にはやくも同盟はまず教育の義務、無償を求める。それは教育同盟の地方組織規則からも確認できる<sup>84</sup>。この時点では「脱宗教性」の語句はまだ慎重に避けられていた<sup>85</sup>。まず、教育の義務・無償をもとめて署名をあつめるようになる。1869-70年には35000の署名を提出した<sup>86</sup>。

しかし、パリ地方組織事務局長のヴォシェ（Emmanuel Vauchez）は「学問は学校で、宗教教育は教会へ」という戦術をとることを主張し、マセもそれを是認するようになった。そして、脱宗教性（ライック）の語句も主張に含めるようになった<sup>87</sup>。

そして、「学校と教会の分離の必要性」、脱宗教性の主張も行うようになる。当初は教員同盟会員のなかにも1872年の署名では848000人の署名をあつめたが、うち「脱宗教性」にまで賛同するものは349000人にすぎなかった<sup>88</sup>。この時点では「村」に学校と教会の分離を主張する者の比率は低かった。しかし、その方向性は県や市町村会議員の賛同を得ていくこととなる<sup>89</sup>。

修道会系の学校が多く存在する当時の「村」にカトリックを中心とする「民衆文化（culture populaire）」が存在したことは確かである。農民がこの時代にどの程度「政治化」していくのかの状況は、「村」によって異なるとしか言いようがないが、谷川稔は、この時代から既に「司祭」と「教師」

のモラルヘゲモニー対立があったという。「村の政治」と「国の政治」の連動を示している<sup>90</sup>。「教育同盟」の会員数の増加の動きからも、普仏戦争後には1880年代に各種の立法が行われる前から「村」での公立学校設置は増加にむかっていることからその見解は妥当と考える。ただし、「司祭」との対立は必ずしもカトリック信仰への反対を意味しないこと（教師にもカトリック信仰心の高い者も多かったこと。）は留意しなければならないと考える。フランス全体に宗教の影響力は依然強かった。

第二共和政期に発足した「普通選挙」は第二帝政期にも基本的には続いたことが、「村」の「農民」を徐々に「市民」にしていったところがあったのである。当時の投票率は6割〜7割台であった<sup>91</sup>。投票が農民を「政治化」していったというところもあった。教育同盟は当時の政争のなかで共和派を支持する勢力の一つとなる。

なお、思想の面でもこの時代に教育の脱宗教性をのちに呼び込む動向は存在する。コント（Auguste Comte, 1798-1857）が人間精神は「神学的」「形而上学的」「実証的」の三段階を踏んで進歩するととなえたのはよく知られている。彼は、実証主義精神による道徳の体系化は可能である<sup>92</sup>といい、後にフェリーに影響を与えることとなる。

他にも、科学の進歩（ダーウインの『種の起源』は1859年に出版され、フランス語訳も1862年に出版される）という要因もあった。いわゆる「産業革命」がフランスにおいても進展するとともに、「宗教と科学」の矛盾が自覚され、宗教的なことに農民にまで含めて価値がおかれなくなる傾向が生じていた。その背景には農村にも「書類の処理」など科学的知識を必要とする職業が生じたことや、「教育同盟」による図書館の普及があったとも考えられる。

## 7. まとめにかえて

ルイ・ナポレオン、その後のナポレオン3世が権力の座につき地位をおわれるまでの第二共和政・第二帝政期の初等教育は1850年ファルー法の時代とあってよい。公教育全体に教会勢力の影響が強かった時代である。大臣がフォルツル、ロランの時代に修道会から国家へと権限がうつる傾向がみられ、さらにデュルイにかわるにつれて、のちの共和主義の萌芽とみられる動向が政策の面でもでてくる。しかし、当時の小学校においては公立・私立や教員が聖職者であるにかかわらず、宗教的多数派のカトリックの影響は絶大であった。宗教と公教育が一体化していた。デュルイにせよ第二帝政期のマセにせよ、当時のカトリックのフランス社会に対する影響力の大きさを考えてか「脱宗教」を主張するには至らなかった。しかし、それにむかう萌芽のようなものは農村まで含めて既に存在したといえる。

公教育と宗教、教会と公教育の切り離しをめぐる攻防は第三共和政が成立した後のフェリーの時代に行われることとなる。

<sup>1</sup> 大津尚志「フランス第二共和政期における市民教育構想」（『武庫川女子大学紀要（人文・社会科学）』第61号、2014年、pp.31-41.）

<sup>2</sup> 志村鏡一郎「ブルジョア自由主義の教育政策」（梅根悟ほか編『フランス教育史II』講談社、1975年、pp.7-110.）、今野健一『教育における自由と国家』信山社、2006年、小山勉『教育闘争と知のヘゲモニー』御茶の水書房、1997年、谷川稔『十字架と三色旗』岩波書店、2015年など。仏語文献では、P. Zind, *L'enseignement religieux dans l'instruction primaire publique en France de 1850 à 1873*, Centre d'Histoire du Catholicisme, 1971.などがある。

<sup>3</sup> ファルーの評伝としては、G. Gobbi, *Le Comte de Falloux 1811-1886*, Presses universitaires de Rennes, 2010.参照。

<sup>4</sup> See, M. Gontard, *Les écoles primaires de la France bourgeoise (1833-1875)*, 2e édition, CRDP Toulouse, 1976, p.88.

<sup>5</sup> B.A.I.P., t.1, n.1 1850, pp.57-80.

<sup>6</sup> Assemblée nationale législativem projet de loi sur l'instruction publique précédé de l'exposé des motifs par M. De Falloux, 1849, p.16

- <sup>7</sup> L-N. Bonaparte, Message du president de la république à l'assemblée législative, (*Oeuvre de Napoléon III*, t.3, Henri Plon, 1857, pp.66-68. なお, 翌 1850 年 11 月 12 日の教書でも, ファルルー法施行のために宗教・教会関係者に協力を求めるメッセージをいうのみである。Ibid., pp.192-184., 1851 年 11 月 4 日も教育における「宗教の必要性」を述べている。Ibid., pp.243-246.
- <sup>8</sup> M.Hébert et A.Carnec, *La Loi Falloux et la liberté d'enseignement*, Rupella, 1953, p.85. なお, 同書はファルルー法制定過程に関する詳細な資料が収録されている。
- <sup>9</sup> V. Hugo (Dir par J-C. Zylberstein), *Le droit et la loi et autre textes citoyens*, Département d'univers poche, 2002, pp.228-241.なお, 同演説の翻訳・解題としては, 数森寛子「フランス第二共和政期における『教育の自由』をめぐる議論」(『愛知県立芸術大学紀要』第 44 号, 2014 年, pp.19-30.) を参照のこと。
- <sup>10</sup> R. Rémond, *L'anticlégalisme en France*, nouvelle edition, Le grand livre du mois, 1999, p.133.
- <sup>11</sup> M.Hébert et A.Carnec, *La loi Falloux et la liberté d'enseignement*, Rupella, 1953, pp.129-133.
- <sup>12</sup> É. Quinet, *L'enseignement du peuple*, Chamerot, 1850.
- <sup>13</sup> Ibid., p.136.
- <sup>14</sup> 圧倒的に人口の少ないプロテスタントであるが, 人口比のわりに学校は存在した。See, R. Grew and P. J. Harrigan, *School, State, and Society*, The university of Michigan Press, 1991, p.113.
- <sup>15</sup> Louis de Naurois, *L'enseignement libre, aspects juridiques*, (G. Cholvy et N-J. Chalin (dir), *L'enseignement catholique en France aux XIXe et XXe siècle*, Cerf, 1995, pp.13-23, p.16.)
- <sup>16</sup> 「能力証明書」のフォーマットは, B.A.I.P., t.2, n.15, p.175.を参照のこと。
- <sup>17</sup> *Circulaires et instructions officielles relatives à l'instruction publique*, t.4, 1850-1855, p.23.
- <sup>18</sup> B.A.I.P., t.2, n.15, 1851, pp.179-185.
- <sup>19</sup> Règlement relative aux Écoles normales primaires du 24 mars 1850 (F 17 2505)
- <sup>20</sup> See, M. Gontard, *La Question des écoles normales primaires de la révolution de 1789 à nos jours*, CRDP Toulouse, 1975, pp.64-67.
- <sup>21</sup> A.N.F17 9110, Cité par Zind, ibid., p.35.
- <sup>22</sup> B.A.I.P., t.2, n.19, pp.331-344.
- <sup>23</sup> Ministère de l'instruction publique et des beaux-arts, *Statistique de l'enseignement primaire*, t.2, 1880, p.CX-CXI.
- <sup>24</sup> R.Grew and P. J.Harrigan, ibid., p.91.
- <sup>25</sup> Ministère de l'instruction publique et beaux-arts, ibid., p.CXXXIII.
- <sup>26</sup> Ibid., pp.180-181.
- <sup>27</sup> J-N Luc, *La statistique de l'enseignement primaire 19e-20e siècle*, INRP, 1985, p.80.
- <sup>28</sup> See, A. Prost, *Histoire de l'enseignement en France 1800-1967*, Armand Colin, p.98.
- <sup>29</sup> C.Sorrel, *La République contre les Congrégations*, Cerf, 2003, p.13. なお, 修道会員一人あたりの人口は 1850 年のスペインでは 404 人, 1871 年のイタリアでは 689 人 (ibid.,)
- <sup>30</sup> たとえば, B.A.I.P., t.3, n.31, 1852, pp.120-122. 高等審議会などの意見をうけて歴史教科書の使用禁止命令がでている。B.A.I.P., t.9, n.107, p.280 では禁止理由(記述が帝国に反する)まで含めて通達で使用禁止命令がでている。なお, 禁書となった本のリストとしては参照。A. Choppin et M. Clinkspoor, *Les manuels scolaires en France, Textes officiels, 1791-1992*, INRP, 1993, pp.505-558. ただし, 本リストにはない「禁書」となった本は存在する。
- <sup>31</sup> B.A.I.P., t.2, n.8, 1850, pp.251-257.
- <sup>32</sup> B.A.I.P., t.2, n.17, 1851, pp.263-267.
- <sup>33</sup> Ibid., pp.267-269.
- <sup>34</sup> Ibid., pp.281-283.
- <sup>35</sup> Delapalme, *Premier Livre de l'adolescence de exercices de lecture et leçon de morale, à usages des écoles primaires*, Hachette, 1843, p.5, 10, 18.
- <sup>36</sup> *Les Devoirs du chrétien*, par abbé Delasalle, 1849.
- <sup>37</sup> B.A.I.P., ibid., pp.284-285.
- <sup>38</sup> Ibid., pp.285-286.
- <sup>39</sup> B.A.I.P., t.10, 1859, pp.152-153.
- <sup>40</sup> B.A.I.P., t.2, n.22, 1851, pp.367-376.
- <sup>41</sup> たとえば, オーマルヌ県のものとして, Règlement pour les écoles primaires publiques du resort de la Haute-Marne, F 17 9113. なお, 同規則 39 条では日曜日のほか祝日 (fête), 木曜日は, さらに特別な日として 1 月 1 日, 聖なる週 (semaine sainte) の最後の 3 日, 国民の祝日は休日と記されている。(p.13.)
- <sup>42</sup> Tableau du emploi quotidien du temps (F 17 10788), なおほぼ同様の内容を示すものとして, E.Rendu, *Manuels de l'enseignement primaire, 5e édition*, Hachette et Cie, 1958, p.262.
- <sup>43</sup> P. Boutan, *Histoire de l'enseignement du français à l'école primaire élémentaire de 1850 à 1900*, Thèse (Université de Lille III, ) 1995, p.60.
- <sup>44</sup> Zind, ibid., p.73.
- <sup>45</sup> Ibid., p.80.
- <sup>46</sup> Ibid., p.87.
- <sup>47</sup> Ibid., p.94.
- <sup>48</sup> Ibid., pp.97ff.

- 
- 49 Ibid.,
- 50 F. Dutacq, *Gustave Rouland*, Tulle, 1910, p.16.
- 51 Rendu, Ibid., p.40.
- 52 Ibid.,p.53, なお, 第二項目以下は「行動, 行儀, 品行」「課業」「清潔」「学校の時間厳守」であった。この内容は第三共和政期の「学校における道徳」(神に対する道徳というよりは, 自分や他人に対する道徳)の内容を先取りしているといえよう。
- 53 Yves Morel, *Histoire du Parti radical*, Via Romana, 2015, p.27.
- 54 当時の選挙の実態について, 高村忠成『ナポレオン三世とフランス第二帝政』北樹出版, 2004年, 参照。
- 55 *Oeuvre de Napoléon III*, t.2, Henry plon, 1856, pp.107-161.
- 56 Ibid., p.111.
- 57 See, *ibid.*, p.147.
- 58 Ibid., p.123.
- 59 Ibid., p.149. 傍点は引用者による。
- 60 19世紀の産業の成長について, さしあたり, R.Price, *A social history of nineteenth-century France*, Holmes & Meier, 1987, pp.4-44.
- 61 Ibid., p.5.
- 62 *Oeuvre de napoleon III*, t.3, *ibid.*,
- 63 *Statistique de l'enseignement secondaire en 1865*, Imprimerie Impériale, 1868, p.CXXXVI.
- 64 谷川, 前掲書, p.202.
- 65 鹿島茂『怪帝ナポレオン三世』講談社, 2010年, p.462.
- 66 J-C. Yon, *Le second empire*, deuxième édition, Armand Colin, 2014, p.60
- 67 この時代区分は仏日の歴史家のあいだでも必ずしも自明ではない。研究者の関心対象によっても異なる。野村啓介『フランス第二帝政の構造』九州大学出版会, 2002年。
- 68 J-C. Geslot, *Victor Duruy*, Presses Universitaires du Septentrion, 2009, p.177
- 69 *Le Moniteur Universel*, journal officiel de l'Empire Française, 6 mars 1865, pp.1-4.
- 70 Ibid., p.3.
- 71 See, Geslot, *Ibid.*, pp.193-194.
- 72 See, J. Rohr, *Victor Duruy, Ministre de Napoléon III essai sur la politique de l'instruction publique au temps de l'empire libéral*, R.Pichon et R. Durand-Auzias, 1967, pp.143-144.
- 73 Loi sur l'enseignement primaire du 10 avril 1867, (B.A.I.P. (NS) , 1867, no,138, pp.341-345)
- 74 V. Duruy, *Petite histoire de France*, Librairie et L.Hachette et Cie, 1863.
- 75 Ministère de l'instruction publique et beaux-arts, *ibid.*, p.CX-CXI.
- 76 参照, 今野, 前掲書, p.210, pp.225-226.
- 77 マセについて詳しい邦語文献としては, 小山, 前掲書, pp.265-276.がある。
- 78 J. Macé, *Petit catéchisme républicain*, Garnier Frère, 1848.
- 79 Ibid., p.3.
- 80 Ibid., pp.14-16.
- 81 P. Tournemire, *La Ligue de l'enseignement*, Les Essentiels Milan, 2000, p.5.
- 82 J-M. Ducomte, *Jean Macé*, Privat, 2015. p.117.
- 83 Tournemire, *ibid.*,
- 84 例として, Ligue de l'enseignement, Cercle Bourguignon, premier bulletin, 1872,( F 17 12527)
- 85 Ducomte, *ibid.*, p.138, See, R. Remer, *Jean Macé et les origines messines de la Ligue de l'Enseignement*, Serpenoise, 2003, p.135.
- 86 C. Nique et C. Lelièvre, *Hisotoire bibographique de l'enseignement en france*, Retz, 1990, p.221.
- 87 Ducompte, *ibid.*, p.140.
- 88 C. Nique et C. Lelièvre, *ibid.*, p.222.
- 89 See, Mona Ozouf, *L'école, L'église, et la République (1871-1914)*, Édition Cana/Jean Offrendo, 1982, pp.237-238.
- 90 谷川, 前掲書, p.197, 谷川稔・渡辺和行編『近代フランスの歴史』ミネルヴァ書房, 2006年, p.140 (谷川執筆) 参照。
- 91 J. R. Lehning, *Peasant and French*, Cambridge University Press, 1995, p.184.
- 92 A. Comte, *Discours sur l'esprit positive*, Paris, 1844.